

京都府障害のある人も
ない人も共に安心して
いきいきと暮らしやすい
社会づくり条例



不利益取扱いや合理的配慮などについてのご相談は…

広域専門相談員

電話 075-414-4609 (相談専用)

ファックス 075-414-4597 (障害者支援課兼用)

メール kyousei-soudan@pref.kyoto.lg.jp
(相談専用)

条例全般に関するお問い合わせは…

京都府健康福祉部障害者支援課

電話 075-414-4611

ファックス 075-414-4597

メール shogaishien@pref.kyoto.lg.jp

京都府



この条例は、障害のあるなしにかかわらず、みんながお互いにかげがえのない個人として尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らしやすい社会(共生社会)の実現を目指して制定されました。

誰もが暮らしやすい社会にするため、みんながお互いを思いやり、支え合う地域社会を築いていきましょう。

京都府

相談体制と助言・あっせんの仕組み

- 相談による解決(不利益取扱い、合理的な配慮などの事案)
- 調整委員会の助言・あっせん(不利益取扱いの事案)

